

小作争議調査表

No. 89

(月報番號第一一九號)

(昭和九年七月分)

場 所	朝倉郡金川村大字屋小字辰田	
	地 主	西田 佐一郎
關 係 人 員	小 作 人	川 津 忠 兵 衛
地 主 關 係 團 體	小 作 人	關 係 團 體
	種 類 面 積	四一及一畝十文步
原 因	小作期限満了に付、地主は此地返還を要求し、小作人志願せず。	
事 項 求	土地返還を要求	
經 過	地主は小作人の要求に応答せず、乃ち入村禁止の仮処分を申請し、地主は申請に随従目的と主張し、小作人は争ひて金川に復讐し、向已加水手社同人等も以て之等の志願を主張し、地主は之を宣傳期に於て小作人及び五斗會を請求せり。地主は小作人の要求に大分上り拒絶し、是も有心の斡旋を漸くたじ條件を解決せり。	

財團法 協調會 福岡出張所

備 考	結 果
	小作料を減らし、金十円とす。